

平成 23 年 5 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社ユニバーサルエンターテインメント
 代表者名 代表取締役副会長 富士本 淳
 (JASDAQ・コード 6425)
 問合せ先 経営企画室 広報・IR チーム
 部長 工藤 正尚
 電話 03-5530-3055 (代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 5 月 30 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 23 年 6 月 21 日開催予定の第 38 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 今後の事業展開に備えるため事業目的の追加を行うものであります。
- (2) 取締役会をより合理的に運営するため、その招集権者及び議長につき、現行定款第 23 条の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容（下線は変更内容を示します。）

現行定款	変更案
第 2 条 (目的) 1～37. (条文省略) <u>(新 設)</u> <u>(新 設)</u> 38. (条文省略) 39. (条文省略)	第 2 条 (目的) 1～37. (現行どおり) 38. <u>美術館及び関連施設の経営・運営・管理並びに美術に関する展覧会、講演会等の開催</u> 39. <u>飲食店の経営及び食料品・酒類等の輸出入並びに販売</u> 40. (現行どおり) 41. (現行どおり)
第 3 条～第 22 条 (条文省略) 第 23 条 (取締役会の招集権者及び議長) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役会長</u> がこれを招集し、議長となる。 ② <u>取締役会長</u> に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	第 3 条～第 22 条 (現行どおり) 第 23 条 (取締役会の招集権者及び議長) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。 ② <u>取締役社長</u> に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
第 24 条～第 44 条 (条文省略)	第 24 条～第 44 条 (現行どおり)

3. 日程

株主総会開催日 平成 23 年 6 月 21 日
 定款変更の効力発生日 平成 23 年 6 月 21 日

以 上